

適格分割等により移転する  
資産に係る繰延消費税額等の  
引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

令和 年 月 日  税務署長殿	提出法人	〒	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人	納税地	電話( ) -
		(フリガナ) 法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ) 代表者氏名	
		代表者住所	〒
	事業種目		業

連 結 子 法 人  (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話( ) -		部門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
			回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。  
記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	

適格分割等の日 年 月 日

分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等	繰延消費税額等の発生事業年度	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
	引き継ぐ繰延消費税額等	円	円	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	
---------	--

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	---------	----	-----------	-------	---------

## 適格分割等により移転する資産に係る 繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第139条の4第13項《適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
  - (4) 「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第139条の4第12項第2号ロに規定する繰延消費税額等(適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ同条第3項に規定する繰延消費税額等(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等)から同条第3項、第4項及び第7項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額)を記載してください。
  - (5) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。
  - (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

#### 4 留意事項

##### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。